

スマホ×マイナンバーカードでe-Tax! 進化するスマート申告!

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応スマートフォン」をお持ちの人は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない人も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

- ① マイナンバーカード
 
- ② マイナンバーカード対応のスマートフォン
 一部の端末のみ

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

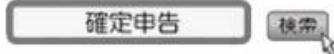
1111 1111 1111 1111

a12345678

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告される本人が顔写真付きの本人確認書類を持参のうえ、近くの税務署にお越しください。
- 確定申告会場で、すでにID・パスワード方式の届出を提出された人は、申告書に控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。



※ 掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。



(注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

消費税確定申告を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分整理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。